

## 令和8年度 大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

令和8年5月1日

大石田町要綱第32号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、首都圏等からのワーケーション利用者との交流等を通して、新製品及び新技術の開発並びに新分野への進出に取り組む中小企業者等のチャレンジ精神や起業マインドを醸成し、新たなサービスや付加価値の高い自社製品を生み出す競争力の強化を目指す企業や将来の飛躍を目指して意欲的に新分野へチャレンジする企業を支援し、地域経済の活性化や雇用機会の創出することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するため、大石田町補助金等の適正化に関する規則（平成元年8月21日規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者、小規模企業者、組合、共同団体及び個人事業者をいう。
- (2) 事業所とは、事業の用に供する事務所、店舗等（仮設又は臨時のものを除く）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、大石田町内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者等で、町長が補助金を交付することが適当であると認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は本補助金の交付対象としない。

- (1) 大石田町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (2) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- (3) 他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者
- (4) 本補助金の申請日までに納期限が到来した町税を完納している者
- (5) その他、町長が補助金を交付することが適当であると認める者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに完了する新たなチャレンジを図る事業とし、対象となる事業の内容は別表第1に定めるとおりとする。ただし、製品化や事業所の開設までに複数年を要する事業の場合には、補助対象期限までの明確な到達目標を設定し、その目標に到達したことにより事業を完了したこととすることができるものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の遂行に直接的に必要であると明確に特定できる次の各号に掲げる経費のうち、前条に定める期間内に、契約、取得、実施及び支払が完了する経費とする。対象となる事業の内容は別表第2に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、前項の補助金の額に10万円を加算するものとする。ただし、(1)及び(2)の各号を満たす場合でも、上乗せできる額は10万円とし、補助金額は60万円を上限とする。

- (1) 開発した新商品を大石田町へのふるさと納税に対する返礼品として登録する場合
- (2) 補助対象である事業者の代表者が40歳以下である場合

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年9月11日までに、令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 登記事項等確認書類
  - 法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から3ヶ月以内のもの））
  - 個人：代表者の住民票抄本（交付日から3ヶ月以内のもの）
- (4) 決算確認書類（直近2期分）
  - 法人：決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）
  - 個人：確定申告書（確定申告書（第一表、第二表）又は所得税青色申告決算書（1～4面）若しくは収支内訳書（1・2面）
- (5) 納税証明書
- (6) 町長が特に必要と認める書類

2 申請は1つ事業に対し1回限りとする。

(交付決定)

第8条 町は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付決定又は不交付の決定を行い、交付申請者に対し令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(重複交付)

第9条 補助事業者が当該補助事業について、国、県その他の補助金の交付を受け場合は、補助金額からその他の補助金を除いた額を限度とし、補助金を交付するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、やむを得ず、事業計画書で定めた事業投資額の2割以上の計画変更が生じた場合及び計画期間を1か月以上延長する必要がある場合は、令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金事業計画変更承認申請書(様式第5号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更交付決定又は不交付の決定を行い、交付申請を行った事業者に対し令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の変更交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、事業完了または到達目標に達した後、30日以内または令和9年3月15日までのいずれか早い日に、令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金事業完了報告書(様式第7号)に収支決算書(様式第3号)及び関係書類を添えて提出するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該完了報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領したときは、令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

3 町長は、特に必要があると認めるときは、交付を決定した額の範囲内で補助金を支払うことができる。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、第8条の交付決定を受けた交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき
- (3) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(4) 不作為等により事業が計画通り進捗していないと認められるとき

- 2 町長は、前項の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 町長は、前項の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者はその全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況の調査等)

- 第16条 町長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

補助対象となる事業

<p>(1) 新たなチャレンジを図る事業で地域性や成長性等の点で地域経済の活性化に及ぼす効果が大きいと認められる事業</p>	
①新製品・新技術の開発	<p>市場にある製品や技術、サービスに比べて素材、手法、デザイン、機能等の面で優れているものを開発する事業。</p>
②新分野への進出	<p>市場に同様の製品や技術、サービスがない、あるいはほとんど普及していない分野へチャレンジする事業。または、事業主がこれまでの事業形態と異なる分野にチャレンジすることで、雇用の創出や販を創出する事業。</p>
<p>(2) (1)の事業において、製品化またはサービスを開始するまでに複数年を要する事業の場合、令和8年度の補助対象期間内に具体的な到達目標を設定し、その目標に到達したことが確認できる事業</p>	
到達目標の条件①	<p>製品の開発時期、市場への投入時期等、最終的な成果を設定した上で、到達度が明確に設定できる到達できる目標であること。</p>
到達目標の条件②	<p>詳細な設計図面、サービスを構成する主要な機器の導入等、事業全体に占める具体的進捗状況が確認できる内容であること。</p>
<p>(3) 補助対象にならない事業</p>	
①	<p>製品開発や技術的課題の解決方法そのものを委託する事業</p>
②	<p>既に研究開発が完了し、製品の量産化が主な目的である事業</p>
③	<p>生産設備等の機械装置の導入が主な目的である事業</p>

別表第2

補助対象となる経費

経費区分	内容
市場調査費	開発のための市場調査に係る経費 (例：消耗品費、印刷費、郵送費、謝金、会議費、調査旅費等) ※調査旅費について、社内打ち合わせや他の業務と兼ねる場合は対象外
デザイン開発費	開発品のデザインに要する経費 (例：デザインプログラム購入、デザイン外注等)
原材料及び副資材費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し、消耗される原料、材料及び副資材費の購入経費 (例：鋼材、機械部品、電子部品、化学薬品、試験用部品等)
機械装置及び工具機器費	○当該事業に必要な機械装置のリース、レンタル、購入経費 ○当該事業に必要な機械装置を自社で制作する場合の部品の購入経費 ○測定、分析、解析、評価等を行う機会装置のリース、レンタル、購入経費 ○当該事業に用いる器具、道具類のリース、レンタル、購入経費
構築物関係費	当該事業に必要な構築物の購入、建造、改良、改装、借用経費
外注加工費	自社で不可能な当該事業の一部について、外部の事業者等に外注する経費 (例：機械加工、基板設計、委託加工、機械委託制作、委託設計等) ※外注先からの再委託費は対象外となります。
技術指導費	専門家等から技術指導を受ける経費 (例：謝金、委託費)
工業所有権の取得等要する経費	○開発した製品等の特許権、実用新案権、意匠権・商標権等を取得する際の経費 ○新分野への参入に必要な法律上の資格や国際規格の認証取得に要する経費
広告宣伝費	新聞折込料・雑誌掲載料等の広報に要する経費
印刷製本費	ポスター・チラシ・のぼり等の作成に要する経費 会議時の資料作成に要する経費
直接人件費	開発に直接従事する役員及び正社員の人件費 ※直接人件費の額は、対象経費の5分の1以内とします。 ※対象は、役員及び正社員とし、研究補助者、パート・アルバイト、臨時社員等が行った業務は対象外とします。 ※雇用保険の加入者であること等の証明が必要となります。 ※従事社員等の作業日報が必要となります。 ※給与・報酬等の支払実績が確認できない場合は対象外となります。
その他経費	町長が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大石田町長 殿

業 種

所 在 地 大石田町

企業・団体名

代表者役職・氏名

電話番号 0237- -

### 令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付申請書

令和8年度において、下記の事業について、大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金を交付されるよう、大石田町補助金等の適正化に関する規則第5条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、当社は、標記補助金の交付を受けるものとして、大石田町暴力団排除条例第2条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第3条第2項の規程にある者のいずれにも該当しません。

#### 1. 事業名

#### 2. 交付金額

(様式第1号の2)

## 会社概要

企業(団体)名			
代表者 職・氏名		代表者 生年月日	
所在地	〒999- 大石田町		
ホームページ アドレス			
業種	※業種分類は、日本標準産業分類による		
業務内容			
主な製品			
創業年月日	年 月 日		
資本金・出資金			
売上高	過去3期 (令和6年 月) (令和5年 月) (令和4年 月)		
役員・従業員数	合計: 名 (内訳) 役員: 名、正社員: 名、パート・アルバイト: 名		
主な取引先	(受注先等)	( )	
補助金等の支援 実績	有(内容: ) ・ 無		
担当者連絡先	所属	役職	氏名
	E-mail: 電話0237- - FAX0237- -		

(様式第2号)

## 事業計画書

### <事業名>

--

### <事業体制>

事業実施場所			
事業従事者	人	事業投資額	円(全事業費)
技術的支援	有(内容: ) ・ 無		
主任開発・研究者	所属: 役職名・氏名:		

### <事業概要>

事業期間	開始: 令和 年 月 日 完了: 令和 年 月 日		
事業の目的	目的、背景、動機など		
事業の概要	○全体像 ○最終的に完成する成果物 ○成果物完成までに行う工程(開発過程)を箇条書き、または工程を別紙のスケジュール表を添付		
事業の効果			
開発する製品を大石田町へのふるさと納税に対する返礼品に登録するか (※登録する意思がある場合は○を記入してください。)			

(様式第3号)

## 収支予算（決算）書

### (1) 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
自 己 資 金				
借 入 金				
町 補 助 金				
そ の 他				
合 計				

### (2) 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 場 調 査 費				
デザイン開発費				
原材料及び副資 材 費				
機械装置及び工 具 機 器 費				
構 築 物 関 係 費				
外 注 加 工 費				
技 術 指 導 費				
工業所有権の取 得等要する経費				
広 告 宣 伝 費				
印 刷 製 本 費				
直 接 人 件 費				
合 計				

※支出の部の予算額は、見積を取った上で記入してください。

※事業の途中で補助対象経費の20%を超える増減があった場合は、事業計画変更承認申請が必要となります。

※申請時は、予算額のみ記入して提出してください。

※事業完了報告時は、決算額及び比較増減を記入して収支決算書として提出してください。

(様式第4号)

み商第 号  
令和 年 月 日

所在地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名 殿

大石田町長

### 令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

令和8年度において、下記の事業について、令和 年 月 日に提出された大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付申請に対し、大石田町補助金等の適正化に関する規則第6条及び大石田町新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したことを通知します。

#### 1. 事業名

#### 2. 交付決定額

(様式第5号)

令和 年 月 日

大石田町長 殿

業 種  
所 在 地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名  
電話番号 0237- -

令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付、み商第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、承認されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 変更の理由

3. 変更の内容

4. 添付書類 事業計画書（別記様式第2号）  
収支予算書（別記様式第3号）

(注) 添付書類の事業計画書には、変更に係る部分についてのみ変更前の箇所を二重線で見え消しし、上部に変更後の内容を記載してください。

(様式第6号)

み商第 号  
令和 年 月 日

所在地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名 殿

大石田町長

### 令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金変更交付決定通知書

令和8年度において、下記の新事業チャレンジ事業について、令和 年 月 日に提出された大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金事業計画変更交付申請に対し、大石田町補助金等の適正化に関する規則第6条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定内容を変更し交付することを通知します。

1. 事業名

2. 当初交付決定額

3. 変更交付決定額

(様式第7号)

令和 年 月 日

大石田町長 殿

業 種  
所 在 地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名  
電話番号 0237- -

令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金事業完了報告書

令和 年 月 日付、み商第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、大石田町補助金等の適正化に関する規則第14条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1. 事業名

2. 交付金額

3. 添付書類

(様式第8号)

み商第 号  
令和 年 月 日

所在地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名 殿

大石田町長

### 令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付額確定通知書

令和8年度において、下記の新事業チャレンジ事業について、令和年 月 日に提出された大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金事業完了報告書に対し、大石田町補助金等の適正化に関する規則第15条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付額が確定したことを通知します。

#### 1. 事業名

#### 2. 交付確定額

(様式第9号)

令和 年 月 日

大石田町長 殿

業 種  
所 在 地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名  
電話番号 0237- -

令和8年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付、み商第 号で補助金交付交付額確定通知があった事業について、大石田町補助金等の適正化に関する規則第22条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

1. 事業名

2. 請求金額

<振込先>

金融機関：

口座番号：

口座名義：

(様式第 10 号)

み商第 号  
令和 年 月 日

所在地 大石田町  
企業・団体名  
代表者役職・氏名 殿

大石田町長

### 令和 8 年度大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 8 年度において、下記の事業について、令和 年 月 日に提出された大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付申請に対し、大石田町補助金等の適正化に関する規則第 17 条及び大石田町新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したことを通知します。

#### 1. 事業名

#### 2. 取り消す交付決定内容